

## 嘉手納町定住促進奨励金交付規則

### (目的)

第1条 この規則は、嘉手納町内に嘉手納町新築住宅等取得補助金交付規則(平成29年嘉手納町規則第 号)第4条に規定する補助対象住宅等の要件を満たすもの(以下「居住用建物」という。)を取得した者に対し、その居住用建物に係る固定資産税相当額の一部を予算の範囲内において補助し、居住用建物の取得に係る経済的負担を軽減することで、定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (奨励金の対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 居住用建物を取得した個人又は法人(以下「住宅等所有者」という。)。ただし、当該住宅等所有者が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該ア又はイに定めるものとする。

ア 区分所有の場合 それぞれの区分所有者

イ 共有名義の場合 代表して固定資産税を納税している者。ただし、共有名義の持分をそれぞれで納税している場合は、それぞれの者

(2) 専用住宅、併用住宅又は分譲マンションに係る住宅等所有者の場合は、平成34年3月31日までに当該所有する新築された専用住宅、併用住宅又は分譲マンションに居住を開始し、その日から継続して5年以上定住する者

(3) 住宅等所有者(当該住宅等所有者が個人の場合は、当該個人及びその同居者全員を含む。)が、町税(嘉手納町税条例(昭和47年嘉手納村条例第29号)第3条に規定する税目をいう。)及びその他町が徴収する料金等(以下「町税等」という。)を滞納していないこと。

(4) 次に掲げる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

ア 住宅等所有者が個人である場合は、当該個人及びその同居者全員

イ 住宅等所有者が法人である場合は、当該法人及びその役員等

### (対象住宅)

第3条 奨励金の対象となる住宅等(以下「対象住宅」という。)は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)附則第15条の6第1項又は第2項の規定の適用を受ける居住用建物とする。

### (奨励金の額及び交付期間)

第4条 奨励金の交付期間は、対象住宅に新たに固定資産税が課されることとなった年度から起算して5年度を限度とし、各年度の奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 法附則第15条の6第1項又は第2項の規定の適用期間中は、当該対象住宅に係る当該規定の適用を受け減額された当該年度に係る固定資産税額に相当する額とする。
- (2) 法附則第15条の6第1項の規定の適用のない期間は、当該対象住宅に係る当該規定の適用期間中の最終年度に適用を受け減額された固定資産税額に相当する額とする。

(交付申請)

第5条 対象者は、嘉手納町定住促進奨励金の交付を受けようとするときは、対象住宅に係る各年度の固定資産税を全額納付した日から当該年度の3月31日までに、嘉手納町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第4号の書類については、対象者の同意を得て町の公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 専用住宅、併用住宅又は分譲マンションに係る対象者の場合は、当該対象者及びその同居者全員の住民票
- (2) 対象住宅に係る固定資産税額を確認できる書類(固定資産税課税明細書の写し又は固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し)
- (3) 当該年度の固定資産税を全額納付したことを証明できる書類
- (4) 町税等の未納がないことを証明する書類(対象者が個人の場合は、当該個人及びその同居者全員分について提出すること。)
- (5) 共有名義で代表して固定資産税を納税している者の場合は、共有名義人同意書(様式第2号)
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 奨励金は遡及して申請することはできない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、嘉手納町定住促進奨励金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)により対象者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により交付が決定した対象者は、町長が別に定める日までに嘉手納町定住促進奨励金交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第8条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、内容を審査の上、請求日から30日以内に奨励金の交付を行うものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の交付決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この規則に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付を受けたことが判明したとき。
- (4) 専用住宅、併用住宅又は分譲マンションの対象者の場合は、当該専用住宅、併用住宅又は分譲マンションに居住を開始した日から起算して5年以内に当該専用住宅、併用住宅又は分譲マンションの所有権を喪失したとき。
- (5) 賃貸住宅の対象者の場合は、第4条に規定する奨励金の交付期間中に当該対象住宅の所有権を喪失したとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(奨励金の返還)

第10条 対象者は、町長が奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金が既に交付されているときは、町長が定める期限内に当該奨励金を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成40年3月31日限り、効力を失う。ただし、第7条から第11条までの規定については、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

(表)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

嘉手納町長 殿

申請者住所  
(対象者) 氏名 印  
電話番号

法人の場合は、主たる事務所の  
所在地、法人名及び代表者氏名

嘉手納町定住促進奨励金交付申請書

嘉手納町定住促進奨励金の交付を受けたいので、嘉手納町定住促進奨励金交付規則第5条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

取得した住宅の所有者 住所 氏名 (共有の場合は持分も記入)	※書ききれない場合は、任意様式への記載可
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 ( <input type="checkbox"/> 多世帯住宅：住宅戸数 戸 ) <input type="checkbox"/> 分譲マンション <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅
当該住宅を取得した日	年 月 日
当該取得した住宅の所在地	嘉手納町
奨励金交付申請額	金 円

添付書類

- (1) 専用住宅、併用住宅又は分譲マンションに係る対象者の場合は、当該対象者及びその同居者全員の住民票の写し
- (2) 対象住宅に係る固定資産税額を確認できる書類(固定資産税課税明細書の写し又は固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し)
- (3) 当該年度の固定資産税を全額納付したことを証明できる書類
- (4) 町税等の未納がないことを証明する書類(対象者が個人の場合は、当該個人及びその同居者全員分について提出すること。)
- (5) 共有名義で代表して固定資産税を納税している者の場合は、共有名義人同意書(様式第2号)
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(裏)

**【同意欄】**

嘉手納町定住促進奨励金の交付決定のため、私と私の世帯員に関する嘉手納町定住促進奨励金交付規則第5条第1号に規定する住民票及び第4号に規定する町税等の未納がないことを証明する書類について関係機関に調査・照会・閲覧することを同意します。

氏名

印

※世帯員分については、申請者が個人の場合に限ります。この場合において、申請者は、世帯員の同意を得てから、同意の署名捺印を行ってください。

※同意しない場合は、上記添付資料(1)及び(4)を提出してください。(申請者が個人の場合は、申請者の属する世帯全員分)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

嘉手納町長 殿

共有名義人同意書

嘉手納町定住促進奨励金の交付に関する一切の権限を申請者(対象者)が行うことに同意します。

記

申請者(対象者)氏名	
申請者(対象者)住所	

年 月 日

権利者 住 所  
(自署) 氏 名 実印  
電話番号  
続 柄

権利者 住 所  
(自署) 氏 名 実印  
電話番号  
続 柄

権利者 住 所  
(自署) 氏 名 実印  
電話番号  
続 柄

権利者 住 所  
(自署) 氏 名 実印  
電話番号  
続 柄

※印鑑については、各自の実印を使用し、それぞれの印鑑登録証明書を添付すること。

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

嘉手納町長 印

嘉手納町定住促進奨励金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった嘉手納町定住促進奨励金の交付については、嘉手納町定住促進奨励金交付規則第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金の名称	嘉手納町定住促進奨励金
決定内容	交 付 ・ 不 交 付
交付決定額	円
建物の所在地	
条件(不交付の場合はその理由)	

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

嘉手納町長 殿

申請者 住 所

(対象者) 氏 名 : 印

電話番号 :

〔 法人の場合は、主たる事務所の  
所在地、法人名及び代表者氏名 〕

嘉手納町定住促進奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった嘉手納町定住促進奨励金について、嘉手納町定住促進奨励金交付規則第7条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1. 請 求 額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 振 込 先

金融機関名		銀行 金庫 農協		本店 支店 支所出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他	口座番号		
ゆうちょ銀行	支店番号	口座番号		
口座名義人	(か)			

※ 振込先の通帳の写しを添付すること。

※ 口座名義人は、申請者（対象者）のものとする。